



世田谷

区議会だより

No.18

2/1

発行所
世田谷区議会事務局
郵便番号
154
事務局長
大場啓二

昭和44年2月1日
世田谷区世田谷4丁目21-27
世田谷区議会事務局 (422) 0111
郵便番号 154
事務局長 大場啓二

交通公害に根本的解決を

— 排気ガス・震動・騒音 —

二十三区の中では、自然に恵まれた住宅地と自他ともに認めていた世田谷でしたが、最近の自動車ブームのあおりを受けて深刻な影響を受けています。

交通事故の激増はもとより、都内に名立たる交通難所として、大原、三軒茶屋、瀬

田の各交差点がまずあげられ、これらの地域では渋滞した車がおびただしい排気ガスをまきちらしております。排気ガスに含まれる一酸化炭素、発ガン性物質などの有毒物質が、人体に恐るべき影響を与えることは早くから警告されておりました。区が41年

9月に大原地区で行なった調査では、一〇人に五人が、続いて42年2月の三軒茶屋の結果では一〇人中八人がセンソクにかかるなど、のどや目をやられていることが分りました。さらに、この調査結果は、日増しに事態が悪化していることを物語り、対策が一日もゆるがせにできないことを示しております。

自動車公害をこうむるのは繁華街の住民に止まらず、ラッシュを避けた自動車住宅街のせまい道を走り回って、住宅街の人びとも思いもかけない身の危険と、騒音・震動にさらしているのが現状です。

加えて世田谷は、「東京の西の玄関」ということで、高速道路・幹線道路が集中し、高速三号道路・新玉川線の地下鉄工事が進行すれば、交通渋滞と住宅街の自動車ラッシュはますます激化し、現在局部的である交通公害をまともに受ける地域は、より広域化、蔓延化することは必至です。

これらの対策に政府も都も具体的に動き出さないため、とりあえず、区では43年6月公害対策基本要綱を作りました。その内容は、区庁用車に排気ガス除却装置を率先しての取り付けとこの装置の普及を区民に呼びかける、大原・三軒茶屋地区に対する健康診断、公害相談を行なうというものです。これは、いわば最低限の対策で、区議会でもっと有効な対策を立てるため、総合的な公害対策機関の設置、区民の健康保持に関する長期計画の樹立を提案してきました。

根本的な解決は、排気ガスの発生を封じこめることと、交通渋滞をなくし歩行者に安全な道路をつくるのが二本の柱とならなければなりません。

事態の深刻さにひきくらべて、大きなところで立てられるべき対策は手ぬるいというより皆無で、問題の解決には「日暮れて道遠し」の感があります。

しかし、問題は住民の生命に関することです。区議会としては、自動車に有害ガス防除装置の取り付けを義務づける法律を立てること、踏切り、交差点の立体交差化を急ぐよう国や東京都に働きかけるとともに、細道路網整備など区がやるべき仕事はさらに積極的な姿勢で進むよう努力する考えです。

● やつこのことで立体化した大原交差点には、あいつも変わらず車の列が続く。5月には東名道が全線開通してまたその車がドッと流れ込む。住民がラッシュと排気ガスから解放されるのはいつの日か。(写真は、甲州街道大原交差点付近)

43年 第四回定例会

11月19日
↓
12月3日

昭和42年度決算認定 教育委員任命同意など二六件可決

第四回定例会は11月19日から会期五日間で開かれ、本会議が次のとおり開催されました。

19日 各党代表質問と、昭和42年度決算など二六件の委員会付託、さらに、住居表示の実施による区施設的位置表示変更議案五件の可決。

20日 一般質問と請願陳情一九件の委員会付託。

25日 教育委員の任命同意二件の可決。
26日 さきに付託した昭和42年度決算など一九件の可決。

●昭和42年度各会計歳入歳出決算
○一般会計補正予算第三次
○国民健康保険事業会計補正予算第三次

代表質問

住民の健康保持に手を打て

—自由民主党—

人口の集中、交通の発達、反面、さまざまな公害をもたらしている。まず、井戸水の汚染は上下水道の完備が根本解決であるが、区としてもこの被害防止のためには、単に細菌検査だけでなく、化学検査もあわせ行なうべきだ。本年度水質検査の結果を聞きたい。

また、自動車の増大に伴い、有害ガスが住宅街にまで広がっている。区もウガイ薬の配付、健康診断など行なったが、その効果など検討したか。健康増進センターの設置、公害窓口の一本化を。水質検査は来年度、細菌、化学の両検査をやりたいと考えている。本年度の結果はもうしばらく時間がほしい。大気をきれいにするには植樹が役立つので実施する。区で健康都市宣言を考えている。

❖ 出産による新しい区民の誕生にはその幸せと成長を願って、何らかの慶祝をする考えはないか。

趣旨には賛成だが、どう具体化する

❖ 現在の特別区は、戦前の婦人の地位のように圧迫を受け、おしきせの行政しかできず、区長公選権もうばわれている。国や都行政の落ちこぼれを救うのが地方政治であり、それが地方自治の本旨ではないか。

地方自治の本旨は法律の上で明確にされ、また、国の仕事、地方公共団体の仕事もはっきりしている。地方自治は、住民に身近な行政をするもので、それにのっとって仕事をすれば良いと

また、自動車の増大に伴い、有害ガスが住宅街にまで広がっている。区もウガイ薬の配付、健康診断など行なったが、その効果など検討したか。健康増進センターの設置、公害窓口の一本化を。水質検査は来年度、細菌、化学の両検査をやりたいと考えている。本年度の結果はもうしばらく時間がほしい。大気をきれいにするには植樹が役立つので実施する。区で健康都市宣言を考えている。

❖ 区内の細道路網と区を縦に貫く道路の計画はどのように推進するか。また、下水道が完成すると河川敷が埋められるが、この有効な利用について計画があるか。私道整備も制約があって舗装が進まない。これをゆるめる考えはないか。また、道路認定業務のスピード化と充実のため格段の配慮を。

細道路網は総合計画審議会でも検討しており、当面、行き止まり、先細りの地点などに力を入れる。下水道が入れば、谷沢川、仙川、野川を除いてはフタ掛けをし、道路などにはしたい。私道整備の制約をゆるめ、道路認定も

❖ 教育委員の任命同意二件
10月17日に任期満了した太田彰委員、釜井己之助委員の後任として、笹本功小栗吉郎両氏の任命に同意した。

● 区税条例の一部改正（賛成全員）
改正の内容は、身体障害者が持つ軽自動車税の減免の範囲を拡大するもの。従来は、身体障害者が自分で運転する場合のものに限られていたが、そのほかに、身体障害者のために持っているものであれば、生活をともにしている者が運転する場合でも適用されることになった。適用は昭和43年度分から。

● 町区域の一部変更（賛成全員）
区画道路の完成まで住居表示の実施を保留されていた旧経堂町の一部、船橋町の一部分について、地域住民の要望により、暫定的に経堂三丁目区域に編入するもの。

● 住居表示実施並びに区立幼稚園等新設による条例改正八件（賛成全員）
次の施設の位置および所管区域などの町名、区域の表示が変わる。実施は2月1日から。
玉川第四出張所、玉川第五出張所、砧第二出張所、中町敬老会館、船橋敬老会館、玉川図書館、青年の家、玉川中町公園、玉川野毛町公園、玉川中町児童遊園、玉川児童遊園、八幡山児童遊園、船橋児童遊園、池田児童遊園、玉川福祉地区、砧福祉地区、玉川小学校、中町小学校、八幡山小学校、船橋小学校、玉川中学校、船橋中学校。
（新設）給田幼稚園（4月1日開園予定）。松原公園、松沢児童遊園、奥

国民健康保険事業会計の補正額は八四六万九千円、これまでの予算額との合計は二億八千七百七十円となります。（意見―賛成）本補正予算は給料等が主たるものであり、また、生業資金は困っている人の立場を考え、予算の増額と、貸付回数をふやすよう努力し、さらに、モデル保育園での零歳児保育は全力をあげて、よい成果をあげるよう望む。

（意見―反対）報酬アップ分の金を小学校の給食費や、保育園のおやつ代にまわせば、多くの子どもが恩恵をうける。また、ガードレール、側溝などもかなりできる。谷沢川浄化の

| 所在地 | 延長 (m) |
|------------------|--------|
| 代沢1丁目34~35 | 38.80 |
| 代沢4丁目1312先~1313先 | 128.50 |
| 東玉川1丁目36~39 | 98.00 |
| 玉川中町1丁目45内 | 96.55 |
| 烏山町336~338 | 101.20 |
| 烏山町984~996 | 107.50 |
| 烏山町923~926 | 118.80 |
| 廻沢町646内 | 106.60 |
| 船橋町1048~1049 | 55.00 |
| 砧町192内 | 108.80 |
| 計 | 959.75 |

❖ 熱意欠く区の自治拡充への態度
—社会党—

● 新たに認定した区道（賛成全員）

沢子安児童遊園（以上いずれも43年12月7日開園）
（廃止）大塚山児童遊園（従来玉川野毛町公園内に併設されていたもので、公園の改修に伴い、児童遊園部分を公園施設として吸収するため廃止する。）
● 基金条例の改正（賛成全員）
区役所周辺道路の整備基金について、道路幅に伴う用地買収交渉が進んだので、その一部を処分する規定を新設するもの。

考える。

- ❖ 区長公選制について区長は明確な態度を示していない。住民とともに、その先頭に立って運動すべきだ。
- ❖ 区長は公選にするべきと常に言っている。前向きな、合法的な運動が必要だ。

- ❖ 東京を市とする考えが出されているが、これは地方自治の曲り角を示す。広域行政により、地方自治の圧迫が考えられるが、区長はどう考えるか。
- ❖ 東京都と東京市時代に弊害が多くて、東京都となつたいきさつもあり、東京を市とすることは反対だ。

- ❖ 各区で自治権拡充運動が行なわれているが、当区でも経費を予算化して運動を展開していく熱意があるか。
- ❖ これは議会とともに検討を加えていく必要がある。
- ❖ 三役の特別調整額は善処するといふことだったが、その後どのように処置したか。
- ❖ 自治省などの通知を謙虚に受けとめ、検討中である。

手ぬるい児童福祉対策

— 公明党 —

- ❖ 区立の保育所、幼稚園が少ないため、大部分を私立に依存している。このような中で、区立幼稚園は募集のPRが足りず、さらに、一年保育ししかないことも問題がある。
- ❖ 区立幼稚園のPRは、つとめて実施している。保育年限については一年で十分と考えている。
- ❖ 児童の健全育成のため、児童手当の支給を政府に働きかけるべきだ。
- ❖ 児童手当制度の推進を要望していることは賛成である。
- ❖ 生業資金はかなりの希望者がある中で、予算の増額等に努力をされたい。
- ❖ 今年度は予算を修正して増額した。今後なお、前向きで考える。
- ❖ 交通災害共済制度が発足したが、当区の加入状況は低調。理由は何か。
- ❖ 加入者がふえるよう、改善かたを検討中である。
- ❖ 児童交通公園と児童遊園の設置は、交通安全の面からみて、まことに急務である。これに対する今後の計画をききたい。また、区内には暗い道が多いので、街路灯の増設を積極的に行なうべきだ。せめて区道については、万難

を排して早急に実施すべきだ。

- ❖ 公園の一部を交通公園とすることは考えてみたい。児童遊園は用地買収に努力している。また、街路灯は、三〇メートルに一灯という線でご面やっていく考えである。
- ❖ 交通安全施設整備に全力を。また、公共溝渠にフタ掛けをして道路とせよ。
- ❖ 交通安全のために、予算を別に設け努力している。繁華街、学校のそばなどのフタ掛けを重点的に行なう。

問題多い給食センター方式

— 共産党 —

- ❖ 給食センターについては、経済的な面や、教職員の事務量の軽減、衛生管理の徹底などをその必要な理由としているが、国や都で打ち出す中学校の完全給食は、何もセンター方式でとは言っていない。都では、各校ごとに行うほうが良いという考え方であり、他区でも練馬区を除いては各校方式を考えている。センター方式は、労働組合、婦人団体、PTAでも強い反対がある。建設理由の第一に経済的な面の利点があげられているが、現在予定されている規模のセンターを二カ所作る経費と、中学校の各校別との経費の比較では、各校別のほうがはるかに安くできる。各校別にできるところからやっつけていくほうがより合理的だ。また、教職員の事務量も、栄養士等の増員をしない限り、センター方式でも軽減しないという調査結果が出ている。センター方式による実態は、味が悪い、量が少ない、加工が不十分、食器が不潔だったなど問題が多い。このような現状の中で、センター方式を強行すべきではなく、議会、理事者が一緒になって権威ある学識者の話を聞く機会を作ってほしい。そして、センター予算を各校方式に切り替えよ。

- ❖ 学校給食はPTA負担軽減の面からみると、センター方式のほうが安くなる。給食を早期に実施するにはセンター方式のほうが良い。センターにも長短はあるが、センター化への要望も強いので中止はできない。話し合いの場を持つことは検討したい。

教育環境改善にはキメ細かく配慮を

— 民社党 —

- ❖ 木造校舎の鉄筋化促進はどのような

な運動をしてきたか。また、木造校舎には火災報知機がつけられていないため、管理者は大へん神経を使っている。校舎の鉄筋化は思うにまかせないのは遺憾だ。都で決定して割当がくるので、今直ちにどうとは言えない。また、木造校舎には漏電防止器をつけており、火災報知機も今後年次計画でやっつけていきたい。

- ❖ 歴史の古い学校と浅い学校があるが、破損の程度は比例していない。古くても清潔に整備された学校もある。情操教育の立場上、良い環境づくりを、勉強の場としての環境浄化の必要性については同感である。
- ❖ 当区の児童の体力は、環境からみても当然上位でなければならぬ。体力向上にどのようにしてのぞむか。

一般質問

- ❖ 体育専門の指導主事をおいたり、縄とびの縄を全児童に提供した。今後向上すると思う。
- ❖ 第二庁舎の完成と相まち、窓口問題を改善すべきだが、窓口のセンター化はどのようにしてやるか。
- ❖ 事務近代化委員会の答申を庁議で検討している。議会ともども検討し、事務の近代化を進めたい。
- ❖ 中小企業融資について、同一信用金庫でも目黒と当区では当区の方が利率が高くなっていることが問題となったが、もつと低利なものや貸付期限を延ばすことなど考えられないか。
- ❖ 現在、中小商工業振興対策委員会に制度の問題ほかについて諮問中であり、その答申をまつて、早急に検討して生かしていきたい。

- ❖ 少ないので、通学路を集中したためである。当区の特長事情を強調し、緑のおばさんを増員すべきだ。
- ❖ 少なくとも一校三名を配置する方向で、実現していきたい。
- ❖ 給食センターは、工場としての制約などの理由で適地がないというが、事前の研究が不足。断固やりとげるか。
- ❖ 難点を克服して実施する。
- ❖ 区が鳥山駅前道路の拡幅計画を進めているが、京王線の高架計画がおくれ、鳥山の立体交差が当分望めない。
- ❖ 区長は玉川線問題同様に運動すべきだ。
- ❖ 高架化は是非とも必要だが、ほんだな資金もかかり、京王電鉄としても新宿のほうから順次やるということだ。
- ❖ 区の総合計画が発表されてから一年余を経たが、いまだ基礎資料の検討ということでは都市化のスピードに追いつかない。また、計画実現には区長直属の専門職員をおいて推進せよ。
- ❖ 作業の進行には努力しており、予定どおり進むと思う。また、財源確保と機構改革をして陣容の強化をはかる。
- ❖ 当区の下水道は、都の中期計画の子算がとれないと北部の北沢川、鳥山川などの工事はかなり遅れるという。このため、区ならびに城南五区下水道連合はどのような運動をしているか。
- ❖ 下水道連合で都や国に向って資料を添えて陳情し、促進のためできるだけの手を打っている。

低い執行率 91.8% 多い予算繰越し

昭和42年度決算審議から

総額一三三億円に上る昭和42年度各会計決算が、11月19日から開かれた第四回定例会に提案され、12月3日、原案どおり承認可決されました。

決算額は

一般会計
歳入二二億一、九二四万四、六一二円
歳出〇三億三、六九一萬〇、二八二円
特別会計（国保事業、中小企業事業資金、児童養育、障害者生活資金、貸付金）



審議のあらまし

決算を審査するということは、区政を具体化する事務事業が予算のプログラムどおりに行なわれたかどうか、住民福祉の増進にどの程度役立ったかを評価し、事業の進み方がうまくいかなかったもの、そうさせた原因などについて批判・検討を加えながら区政を反省する材料とする重要なものです。したがって、前年度の決算に検討を加えたことが、翌年度の予算を立てるあるいは審議する場合に十分生かされるわけです。

今回の決算審査にあたって、区議会では二九名の委員で決算特別委員会を設け、六日間にわたる審議を重ねました。

論議はほとんど一般会計歳出について行なわれましたので、それを中心に審議の経過を追ってみることにします。

まず歳入決算額を42年度の最終予算額歳入、二二億五、五二七万二、九〇一円と比べますと一〇・六%、約六、四〇〇万円の増となっていますが、これを歳入科目個々にみると特別区交付金の収入率七二・一%、約四、八〇〇万円の減、国庫支出金九四・四%、約五、二〇〇万円の減となっており、区に対する国などの熱意に不足があると言わざるを得ません。

歳入二〇億一、一三〇万六、〇二七円
歳出 一八億六、八二九万五、九三八円
差引翌年度繰越（両会計合計額）
一億二、五三四万四、四一九円

で、このうち43年度に支出することが決まっている額、五億九、五六五万四、〇九三円を差し引くと、五億二、九六九万三、九二六円が純計繰越つまり赤字となっております。

次に歳出決算額では予算額に対し、差し引き九億一、八三六万二、六二〇円の残で、この内訳は、不用額が三億二、二七二万二、一七四円、繰越額が五億九、五六五万四、〇九三円となっております。歳出予算に対する執行率は九二%弱で、これは41年度に比べて四%ほど下回る数字です。

繰り越した予算の中では、年次を継続する第二庁舎建設費四億余りが大きな比重を占めておりますが、民生費で、保育園、福祉会館などの用地が取得できなかったために、一億六千万余りが繰り越されました。

したがって、歳出全般の審議の中でまずこの点を取りあげられ、用地買収が難航している現状を打開するため、たとえば用地会計を設けてスムーズに土地の取得をはかるなど、解決方法を考えるよう強く要望されました。

各事業別の質疑ではまず、民生福祉事業が区行政の大きな柱となっているにもかかわらず、民生費の執行率が前年より低くなっている点が衝かれました。また、生活保護費の不用額が六、二〇〇万余円も生じているが、執行できぬ予算をどうして組むのか。これは、都の算定の誤りか、それとも区の執行が十分でないのかと質されました。その他、保育園の予算が少なく、父

兄負担が多くなってきたこと、井戸水が汚染されているので、この対策さらに、水道の促進への取り組み方、大気汚染に伴う公害対策として、ウガイ薬を配付したその成果、などが問われ、母子寮の運営をもっと明るいものとするような努力、身障者、精神者に對する巡回相談、福祉会館のない地域における青少年の集会場所の考慮、消費者相談など消費者に対する行政を強化することなど、多くの要望が出されました。

土木事業では、高速道路が開通し、当区が東京の西の玄関といわれながら急速に都市化していくなかで、道路整備、河川防災、交通安全施設、公園、児童遊園の増設等に對する住民の強い要望に對処する区の姿勢がたゞされ、それらの具体化をどう進めてきたか、成果が問われました。

ついで、まだかなりある区内の砂利道を積極的に舗装するよう要望するとともに、舗装工事の時期が年度末に、しかも、技術的に問題の多い冬に集中する傾向は改善すべきであるとされました。また、舗装工事が請負と区の直営の二本立てとなっているが、直営はプラスなのか、今後どのような方向にもっていくのか質されました。

このほか、路上に放置されている無許可の立看板は、美観上、交通安全上、非常に困るので、強い態度で撤去させるよう望まれました。

また、側溝の浚渫があまりはかばかしくない。あげ泥は一定の日に集めて



各党意見のあらまし

自由民主党——賛成

二、七〇〇万円のほる 予備費^{註2} 充用はやむを得ないだろうが、失対労働者に対する手当の不足額にその三分の一をあてていることは問題だ。この問題は、慣習を繰り返さずに、算出根拠の規定化をはかるなど、前向きに改善すべきだ。

多額の不用額を生じたのは、予算を追加補正する際、背景となる客観情勢と執行状況の把握に適切さを欠き、各部課の情報交換等も緊密でなかったためではないか。

いく方法をとるよう要望がありました。
教育行政については、昭和42年度は、長年懸案とされていたPTA私費負担の解消にのり出した第一年度であり、その成果がどうであったかが焦点となりました。

従来、PTAが学校後援会的な要素を持ち、公費で負担すべきもので父兄が負担し、過重な負担をしいられていたが、この解消に向かって具体的に学校運営経費の中にどう表れたか、PTA会費などは安くなったのかどうか、反面、いまだにカーテンの洗たく、教室の花などをPTAに依存している学校もあるが、教育委員会は現場の学校をどのように指導しているか等が論議されました。

ついで、老朽した木造校舎がまだ多く残っているが、全部の鉄筋化はいつ完了するのか、この促進を強く都へ申し入れるよう要望がありました。

その他、青年の家については、零細企業に働く勤労青少年の利用率が一番悪い、運営面を十分検討し、利用者が多くなるよう一層努力すべきこと。区立幼稚園の保育年限を利用しやすいように二年とすべきこと。学区域が現実的に即していない、道路事情などから全体的に是正する必要があるなど多くの要望、意見が出されました。

そのほか、世論調査の充実、交通安全対策の窓口の一本化などが求められました。

翌年度繰越額のうち、用地買収に係るものが二億円余もあるが、用地取得難の昨今、用地を事業に先立って取得することを制度化し、この確保に努力をされた。

学校増改築問題も、都との財政調整のわくにしばらくは、区のプランどおりに進まず、これが契約、着工時期を遅らせ、技術上の問題点を生ずるので、国、都へこの改善を強く要請されたい。

42年度の健全収支を今後も持続し、税の住民還元、すなわち、土木、教育福祉等の適正執行につとめ、より良い行政実績を上げるよう格段の配慮を望む。

社会党一反対

昭和42年度は、五度も予算を追加補正をしながら、第四次・五次で追加補正した金額を越える額が不用額となつて残された。一方では、特別区交付金、国庫支出金など、一億四千万が未収入となつてゐることは遺憾である。これは、区民への公約に反した「カラ手形」を出したに等しい。また、二十三区全体の決算と比べてみても、当区の繰越額、不用額は大きい。これは何としても改めなければならない大きな課題だ。

保育園の保育の充足が遅れ、働く母親の切実な要望にこたえていない。その他、生活に苦しむ人たちの生活保護費も多額の不用額を出し、改善への努力が足りない。土木費における奥沢防災街区を始めとする不用額も一段と善処すべきだ。教育費についても、私費負担解消の予算を組みながらいかにそれが実現したのか、ある学校ではPTA会費が前年よりふえていると伝えられ、指導の仕方を検討し、実態を解明する必要がある。以上、強い反省を求めるとともに、

今後、このような状態が続けば議会としても、独自に執行実績の調査、または、計画と実績の報告を求める処置をとらねばならぬことを承知されたい。

公明党一賛成

繰越金六億円弱、不用額三億余円を生じたこと、また、執行率も41年度に比べ、四・一％低下しており一歩後退である。とくに、繰越金の大半が用地買収の未執行分である。保育園その他の施設建設が、用地買収が困難という理由で一年以上も遅れるようなことは住民にとつては画にかいた餅を見ているに等しい。かねて主張してきた用地特別会計が困難なら、何らかの方策を検討せよ。福祉関係では遊び場が予定どおり実現しなかつたことは、土地提供者への特典などのPR不足に原因がある。公益質屋が時代の要求に即しないので小口融資制度への発展的移行と、生業資金の貸付回数と予算の増を積極的に努力されたい。

戦後区議会史余話 その3

徹夜議会の記録

議会のルールをとりきめた会議規則で、本会議を開く時間は午後1時から5時まで（昭和40年以前は6時まで）というとりきめがあるのだが、発言者が多かつたり、議事が紛糾すると、夜を徹して議事が開かれることがある。

徹夜議会の最初の記録は、昭和25年10月31日。追加予算案に対して与野党各派から次々と修正案が出されて審議が難航、やつと一本の修正案にまとめたのが翌日の午後3時過ぎ。しかし、昭和32年までの10年間は、こういう例はめつたにないことであつたが、33年になると日常茶飯事となつてしまつた。すなわち、33年中の本会議開催日数は一九日であるが、そのうち徹夜が五回の延べ一〇日、

ほかに夜の12時近くになつてやつと終わったのが四回あるから、この年の本会議の大半は真夜中から早曉にかけて開いていたというものす。このいきおひは翌34年に入つても衰えず、徹夜が何と六回、なかには三日二晩という記録もある。

徹夜までするからにはそれ相当の原因や、各会派のかけ引きがあるのだが、こうしよつちゅう繰り返される区議会にあらうして苦議会になる。それに頭がポツツとして何が何だか分からなくなつてしまひ、無駄な時間を費しているのではないかと、う反省も生まれ、この時をピークに徹夜の頻度は次第に下降線を描いてきた。

最近では、発言者の多い場合は翌日あらためて会議を開くというぐあいに、なるべく頭がスッキリした状態で議事が進むよう心がけ、徹夜議会はめつたに見られないことになつた。

昭和42年度各会計決算

Table with 2 columns: (収入) 総額 133億3,055万円 and (支出) 総額 122億0,520万円. Includes sub-totals for special district tax, national expenditure, etc.

朽校舎改築の強力な推進を要望する。舗装工事は労働管理の面から直営より請負のほうが良くないか。その他私道整備と児童遊園の設置に最大の努力を望みたい。

共産党一反対

繰越金を多額に生じ、しかもその大部分が民生費であり、不用額も民生費に大きいことを指摘する。保育園、休養老人ホームなど区民待望の施設であり、これが持ち越されることは区民の期待を裏切るものである。

国庫支出金もその基準単価がきわめて低いため地方財政を圧迫し、形だけの社会保障しか行なえないことになつてゐる。著しい例として生活保護費が定められたとおりの額が国から来ていない。それでいながら六千万円余も不用額を出している。他も同様な傾向だが、ただ、例外は自衛隊募集費のみは額は少ないながら、支出額を上まわつて金がか来ている。今後、必要な額は全額支給せよと強く要求すべきだ。

問題となつた補助金も十年一日のごとく並べられ青少年対策もおおなりだ。町の美化をうたいながら側溝や公共溝渠の徹底的な浸漬はしていない。せめてあげ泥はすぐにもつて行くべきだ。

区政に特徴づけるべき保育対策も保育園一園、学童保育所一カ所のみで、区民の要求にほど遠い。これら区政のマンネリ化はおおうべくもない。

民社党一賛成

42年度の執行率が九一・八％ときわめて低いものに終わったが、これは執行者の能力、努力にまだ相当不足するものがあると指摘せざるを得ない。また、予備費充用、費目流用などの額の増加、これに加えて、追加予算額

Table with 2 columns: (収入) 総額 122億0,520万円 and (支出) 総額 122億0,520万円. Includes sub-totals for education, civil works, etc.

以上の額の不用額を出したことなどもその見通しの甘さ、執行への努力が不足していたと言わざるを得ない。なお、繰越金については、来たるべき43年度決算においてはゼロとすることを望む。次に、42年度が行政施設五カ年計画の二年目であるが、すでに大きく違いを来たしている。区政発展のためには基本計画がしっかりと行なわれなければならないので、区の総合開発計画の早期実現と、五ヶ年計画の手直しを十分に検討されたい。

無所属一賛成

区政のスピード化・機動化と、区民の中に入つてその声を直接聞き、即決措置できる態勢をとるよう要求したが、これが実現しなかつたのは遺憾である。住民とともに歩む区政を実現されたい。

次に、母と子に対する国の予算が少なすぎるので、この是正を要求すべきだ。また、青少年対策も区独自の大方針を考えられたい。

もろもろの事情はあつたにせよ、不用額や繰越額は出さぬよう、予算即執行という形にもつていくよう望む。用地買収も、事業が決定したが土地がないということのないよう、新しい対策が必要である。

注1、不用額、決算において、歳出予算総額から支出済および翌年度繰越額を差し引いたものをいう。不用額は、事業が何らかの事情で執行できなかったり、経費の節約をした場合などに生ずる。注2、予備費充用、一般会計には予備費を計上しておかなければならぬといふが、当初予算でもあつた変動費の支出、または、計上不足を生じたとき、その特定の費目充てておこなふことをいう。

請願陳情

昨年12月3日の第四回定例会で、各委員会の審査の終わった請願・陳情10件が、次のとおり議決されました。このほか審査の終わっていないもの、あらたに付託したものをあわせて六一件は議会閉会中に委員会で審議されます。

総務財政委員会

◇人事院勧告の実施時期を完全に実施していただくための請願
—意見付採択—
(意見) すみやかに処理するよう願意に沿うよう努力する。

建設委員会

◇区道の完成と併行してその流末処理に係る元北沢用水路の整理とを両立することに關する請願(上北沢地区)
—採択—
◇道路改修に關する請願(桜丘三丁目、経堂五丁目境) —採択—
◇工場公害除去に關する陳情(玉川等々力町一丁目) —採択—
◇側溝を有蓋にすることに關する請願 —意見付採択—
(意見) 願意に沿うよう努力されたい。

区民委員会

◇世田谷区中小企業経営近代化促進事業資金融資制度の融資範囲及び融資枠拡大に關する請願 —意見付採択—
(意見) 願意に沿うよう努力されたい。
◇鳥山地区に砧保健所分室設置に關する請願 —意見付採択—
(意見) 願意に沿うよう努力する。



厚生委員会

◇世田谷区内に精神障害者の社会復帰

鳥山駅南口の京王バス停留所を毎日利用する世田谷区民であるが、みのりや家具店横の立退きした道路予定地はいつごろ舗装するつもりか。家が立退きして半年以上になるが、道路の舗装をせず、電柱が道路のまん中において交通の障害となっている。お役所しことの典型的な見本である。



スローモーな道路づくり

区長や区議の給料は超スピードで値上げするが、区民のための仕事は超スローモーでは納税者にとって腹の立つかぎりである。区のお知らせを通じて誠意ある報告をし、至急舗装すべきである。(鳥山町住民)

(土木部からの答え)

同所(鳥山町七〇四)は、家屋等の移転補償は終わりましたが土地の買収は完了しておらず、したがって舗装には手がつけられない状態です。土地の買収は今年1月末までに完了する予定なので、済み次第舗装する予定です。



文教委員会

◇世田谷区立中学校の非常勤講師への「越年一時金」支給に關する請願
—意見付採択—
(意見) 願意に沿うよう努力されたい。

第四回定例会付託分

二八件



総務財政委員会

◇地方税における青色専従者完全給付制に關する請願



区民委員会

◇鳥山地区に砧保健所分室設置に關する請願
◇世田谷区役所砧支所改築に伴い砧保健所併設に關する請願



建設委員会

◇街路灯の設置等に關する陳情(池尻町五七一先)
◇道路舗装工事及び側溝新設に關する請願(松原二丁目)
◇排水溝布設に關する請願(桜丘四丁目付近)
◇道路舗装に關する請願(岡本町三四一他)

◇年末手当等失対労働者の処遇に關する請願 三件
◇都営鳥山アパート北側の側溝を有蓋にすることに關する請願
◇大蔵住宅に隣接してのボーリング場建設に反対する請願
◇高島屋建設工事に關する請願(玉川三丁目)
◇側溝改修に關する請願(北沢五丁目商店街)



文教委員会

◇区立砧小学校「屋内体育館」の建設

に關する請願

◇海洋少年団育成助成金に關する請願
◇世田谷区立中学校給食センター建設促進に關する請願
◇世田谷区立奥沢小学校の校舎増改築に關する請願
◇区立鳥山北小学校施設拡充に關する請願
◇区立弦巻小学校校舎改築工事の継続工事に關する請願
◇女子通学に關する陳情
◇区立経堂小学校校舎増築に係る請願



交通対策委員会

◇砧南小学校通学路の安全施設設置に關する請願
◇豪徳寺商店街の交通規制に關する請願
◇東急砧線廃止反対に關する請願
◇高島屋建設工事に關する請願(玉川三丁目)
◇ガードレール設置に關する請願(玉川奥沢町三丁目バラ園前)
◇高島屋建設工事に伴う大型自動車規制に關する請願

意見書・要望書

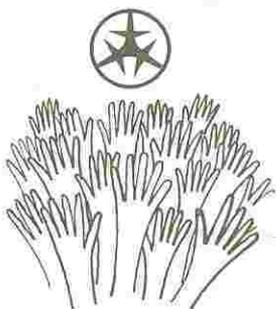
精神障害者の

社会復帰施設を

精神障害者の治療には、単に精神病院だけでなく、患者の社会復帰のためのリハビリテーションが必要とされており、現在、このような施設はまったくありません。そこで区議会では、精神障害者を生活指導する宿泊施設、職業指導する施設、保護生産に従事させる工場などの設置を、昨年12月3日、政府・東京都に要望しました。また、東京都職員との給与引上げは人事委員会勧告どおりの5月実施をはかるよう、昨年10月26日、東京都に要望しました。

区政は私たちで

築いていこう



区長公選・財政権確立・事務事業の移管

地域を住みよくするために、区民のみならず、福祉、教育、地域環境の改善など、身近な生活の問題を解決していくことが「地方自治」のたてまえです。

そのために、区の行政はできるだけその区域の実情に合わせ、区民の願いに沿って民主的に運営されなければなりません。

では、現在の私たちの自治はどうなっているでしょうか。



靴の上から足をかく

もどかしさ

区民のみなさんは、清掃の回数をややしてほしい、下水道を早くつくれ、校舎を早く鉄筋化してほしい、あるいは保育所をもっとつくってほしいなど、もろもろの要望をもって区役所に行くと、それは都だ、これは区だといわれ、なんとかならないものかと思われたことも数多いと思います。

また、隣の調布市や三鷹市などでは、市長を選挙で選んでおりながら、区長は区民の直接選挙で選べないのはなぜだろうと、疑問をお持ちの方もいると思います。

これらは、東京の二十三特別区だけが、大都市の特殊性ということで、住民の大

切な権利や区の仕事が制限されているからです。

このように、区民としての当然の権利が制限されたり、窓口が都と区であれこれに分けられていることは、単に不便だということではなく、民主主義の権利の一つを失っていることであり、地方自治の能力が保障されていないことです。



どうすればよいか

特別区の自治権をはっきりと保障させることです。

第一には、区民と血の通った、生き生きとした民主的な区政、区民に対して責任を貫く区長をつくるために、自分たちの手で選んだ区長を実現させることが土台です。

区長が公選になれば、候補者として区民の前に出て、区政の抱負を語り、公約を行ない、その責任を果す心構えが違ってくる。区民の側からいっても、自分たちの手で選んだ区長ですから、その親近感は違ってくる。私たちは、民主主義の原則と住民の権利は、何よりも大切なものと思います。

第二には、区の仕事の範囲を、二十三

★裏面へつづきます

★裏面からのつづき

区の関連性を十分考えて、市町村なみに広げることです。

区民の要求や意見が、すぐ行政の場に反映する。区役所なり出張所へ行けば、すぐ解決する。少なくとも、その窓口で仕事が進むようにしなければなりません。第三に、仕事に見合った財源を区に移すことです。そして、公選された区長が仕事を十分やれるよう人事権も区に移すことです。

このように、区長公選をはじめ区の自治権をはっきりと打ちたてることは、国の民主政治を、区民の足もとから実現する第一歩であり、区民の要望をかなえる、あたたかい血の通った区政実現の土台です。



広域行政による
中央集権化に警戒

こうした、区の自治権を広げる問題の中で、さらに警戒しなければならぬのは、最近クローズアップされてきた広域行政の施策に名をかりて、国の権限をそのままにし、地方の権限を吸い上げようとする傾向があるということです。

これでは、区民の暮らしに直結した地方自治を、ゆがめてしまうことになりません。

区議会としては、以上のような問題を究明し解決するため「特別区制調査特別委員会」を設け、十年來ねばり強く取り組んできました。

どうか区民の皆さんの深い御理解をいただき、区民と区議会が一体となって世論を盛り上げ、これらを実現するよう大きな御支援をお願いいたします。



地方自治関係
のあゆみ

| | |
|---------|---|
| 昭22・5 | 地方自治法施行、東京都の区は「特別区」となり、原則として「一般の市」と同様の権能をもつ。「区長公選制」確立される。 |
| # 23・10 | 保健衛生事務、都へ移管。 |
| # 25・8 | 都税徴収事務、都へ移管。 |
| # 26・3 | 法人住民税、都へ取上げ。 |
| # 26・10 | 福祉事務、都へ移管。 |
| # 27・8 | 区長公選制廃止、選任制となる。制限自治区となる。 |
| # 28・10 | 町村合併促進法施行。 |
| # 31・6 | 首都圏整備法施行。 |
| # 31・10 | 教育委員の公選制を廃し任命制となる。 |
| # #・# | 地方自治法改正、地方議会の権限縮少、自治体への国の監督権強化する。 |
| # 32・6 | 二十三区「特別区制調査特別委員会」設置。 |
| # 32・10 | 地方制度調査会「地方制案」答申。 |
| # 32・12 | 都制調査会「特別区制度合理化案」発表。 |
| # 35・10 | 地方制度調査会行政部会「首都制度の改革に関する中間報告」発表。 |
| # 36・4 | 二十三区「特別区の区長公選に関する請願書」を都議会提出。 |
| # 36・5 | 特別区議会「首都行政制度の構想」を決定。 |
| # 37・5 | 首都圏行政に関する「岡崎私案」発表。 |
| # 37・9 | 都制調査会「首都制度に関する答申」決定。 |
| # 37・10 | 地方制度調査会「首都制度当面の改革に関する答申」をする。 |
| # 38・8 | 臨時行政調査会「首都行政の改革に関する意見」発表。 |
| # 40・2 | 行政管理庁「首都圏庁に関する基本構想」をまとめる。 |
| # 40・4 | 地方自治法改正、都より区へ一部事務移管、税源配分。 |